

---

プロジェクト	リース
項目	他の会計基準等との関係（鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース）

---

## I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリースに関する検討を行うことを目的としている。

## II. 本公開草案における提案

3. 本公開草案においては、その適用範囲は、基本的に現行の企業会計基準第 13 号等の適用範囲を基礎として検討を行っていたこと、また、関係者から特段の指摘もなかったことから、「鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のリース」については、適用範囲から除外する提案をしていない。

## III. 本公開草案に寄せられた主なコメントに対する対応

### 個別検討事項として取り上げる事項

4. 第 509 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 7 日開催）及び第 132 回リース会計専門委員会（2023 年 9 月 4 日開催）における審議の結果、「鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース」について、適用範囲から除外すべきかどうかについて個別検討事項として検討することとした。
5. コメント提出者は、次のいずれかとすることを要望している。
  - (1) 本会計基準案等の適用範囲（本会計基準案第 3 項）から「鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース」を除外する。

- (2) 鉱業権を国から賦与される取引は、本会計基準案が定めるリースに該当しない旨を明示する。

## 対応案の検討

### (検討の経緯)

6. 第512回企業会計基準委員会（2023年10月19日開催）及び第135回リース会計専門委員会（2023年10月18日開催）において、事務局より次の提案を行ったところ、検討を行う方向性についてはご同意いただいた。

- (1) 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリースについては、IFRS第16号及びTopic 842において適用範囲から除外されているため、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、本会計基準案の適用範囲から除外する方向で検討を進めることが考えられる。
- (2) 仮に本会計基準案の適用範囲から除外する場合、いわゆる鉱業権は除外し、リグ等の個別の資産のリースについては、本会計基準案等におけるリースの識別の定めに従って判断することが考えられる。

### (国際的な会計基準における定め)

7. 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリースに関するリース基準からの適用除外に関連して、国際的な会計基準においては、次の定めがある。

### IFRS

8. IFRS第16号における適用除外の定めとして次の定めがある。

3. 企業は、本基準書をすべてのリース（サブリースにおける使用権資産のリースを含む）に適用しなければならない。ただし、下記のものは除く。
- (a) 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探査又は使用のためのリース  
[参照：IFRS第6号]
- (略)

9. 前項に関連して、IFRS第16号の結論の根拠においては、次の記載がある。

- BC68 したがって、IFRS第16号には次の範囲除外が盛り込まれている。
- (a) 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生型資源を探査又は使用するためのリース。IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」は、鉱物資源の探査及び評価を行う権利の会計処理を定めている。

10. また、IFRS 第6号「鉱物資源の探査及び評価」(以下、「IFRS 第6号」という。)では、鉱物資源の探査及び評価について、次のとおり定義されている。

鉱物資源の探査及び評価

企業が特定の箇所で探査を行う法的権利を取得した後の、鉱物、石油、天然ガス及び類似の再生不可能な資源を含む鉱物資源の調査、及び鉱物資源の採掘の技術的実行可能性及び経済的実行可能性に関する判断

米国会計基準

11. Topic 842 における適用除外の定めとして次の定めがある。

842-10-15-1 企業は、本トピックをすべてのリース(サブリースを含む)について適用しなければならない。(略)本トピックは、以下については適用されない。

(略)

- (b) 鉱物、石油、天然ガス、類似の非再生資源の探査又は使用のためのリース(参照: Topic 930「採掘活動-鉱業」、Topic 932「採掘活動-石油及びガス」)。これには、これらの天然資源を探査する無形の権利及び当該天然資源が含まれる土地の使用権が含まれ、天然資源を探査するために使用する装置(equipment)は含まれない。

(略)

12. また、Topic 932 においては、探査について次のとおり定義されている。

探査

探査には、次の両方が含まれる。

- a. 調査が必要となる可能性があるエリアを特定すること
- b. 石油及びガスの埋蔵が見込まれる特定のエリアの調査。これには、試掘井や試掘型層序試錐(exploratory wells and exploratory-type stratigraphic test wells)の掘削を含む。

**(検討)**

13. 本資料第5項に記載の対象については、本資料第6項に記載のとおり、国際的な会計基準との整合性を図る観点から本会計基準案等の適用範囲から除外することが考えられる。
14. この際、本資料第5項に記載のコメント提出者の提案のとおり、次の2つのいずれかの対応を行うことが考えられる。

- (1) 本会計基準案第3項から「鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース」を除外する。
  - (2) 鉱業権を国から賦与される取引は、本会計基準案が定めるリースに該当しない旨を明示する。
15. ここで、国際的な会計基準との整合性を図るにあたって、IFRS 及び米国会計基準においては、鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生型資源を探索又は使用するためのリースを会計処理するための他の会計基準（IFRS 第6号並びに Topic 930 及び Topic 932）があり、それぞれで、当該他の会計基準の定めも考慮に入れてリース基準における適用除外の記載を定めているものと考えられる。
  16. これに対して、我が国の会計基準においては参照する他の会計基準がないため、このことを踏まえどのような文言で本資料第5項に記載の対象を除外するかを検討する必要があると考えられる。
  17. この点、本資料第14項(2)の案については、本会計基準案から除外する範囲について探鉱の期間中に限る点を記載する必要がある点を考慮すると、本資料第14項(1)の案に近づくことから、以下では、本資料第14項(1)の案を軸に検討する。

#### 文案の検討

18. IFRS では「企業は、本基準書をすべてのリース（略）に適用しなければならない。ただし、下記のものを除く。」（下線は事務局が追加）のように、「リース」について範囲を定めている。この点、リース会計基準の範囲を定めるにあたり、リースであるか否かを判断することを求める必要はないと考えられることから、本資料第5項に記載の対象について除外する場合、「リース」という用語は使用せず、鉱物資源の探索及び評価を行う権利について除外することを定めることが考えられる。
19. また、国際的な会計基準では、2013年再公開草案「リース」に寄せられたコメントへの対応の検討<sup>1</sup>の中において掘削サービスで利用される掘削設備がリースに該当するかどうかはリースの識別のガイダンスに従って判断することが示唆されている。この点、リース会計基準の適用範囲を明確化する観点から、結論の背景においてその旨を記載することにより補足することが考えられる。
20. 前2項を踏まえると、具体的な文案は、次のとおりとすることが考えられる。

---

<sup>1</sup> 2014年5月のIASBボード会議（アジェンダ・ペーパー3A）及び2014年10月のIASBボード会議（アジェンダ・ペーパー3A）で検討がなされている。

(HP では非公表)

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 20 項の修正案についてご意見を伺いたい。

以 上